

**「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の
一部改正について**

令和 6 年 11 月 20 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p align="center">第 4 章 投資勧誘及び取引の方法</p> <p>(投資勧誘の要件) 第 8 条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすことを確認したときに限り、顧客に対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。 1・2 (現行どおり) 3 投資勧誘が金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 3 号に規定する有価証券 (同号 <u>ロ</u> に掲げるものに限る。) の売買に係るものである場合 投資勧誘の相手方である顧客に対して、原則として特定投資家以外の者に当該店頭有価証券等の譲渡を行うことができない旨について告知すること (顧客に対して売付けに係る勧誘を行う場合を除く。) 。</p> <p>(個別銘柄に係る説明書の交付等) 第 11 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて顧客の買付けに係る投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。 1～6 (現行どおり) 2 前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている<u>非上場認可 PTS 運営会員</u> (「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 第 2 条第 9 号に規定する<u>非上場認可 PTS 運営会員</u>をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。)、<u>登録 PTS 運営会員</u> (「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 第 2 条第 17 号に規定する<u>登録 PTS 運営会員</u>をい</p>	<p align="center">第 4 章 投資勧誘及び取引の方法</p> <p>(投資勧誘の要件) 第 8 条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすことを確認したときに限り、顧客に対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。 1・2 (省 略) 3 投資勧誘が金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 3 号に規定する有価証券 (同号 <u>ハ</u> に掲げるものに限る。) の売買に係るものである場合 投資勧誘の相手方である顧客に対して、原則として特定投資家以外の者に当該店頭有価証券等の譲渡を行うことができない旨について告知すること (顧客に対して売付けに係る勧誘を行う場合を除く。) 。</p> <p>(個別銘柄に係る説明書の交付等) 第 11 条 (同 左) 1～6 (省 略) 2 前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている<u>非上場 PTS 運営会員</u> (「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 第 2 条第 8 号に規定する<u>非上場 PTS 運営会員</u>をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。) 又は当該取扱協会員のウェブサイトを開覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。</p>

新	旧
<p>い、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。) 又は当該取扱協会のウェブサイトを開覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(PTS 取引に係る適用除外等)</p> <p>第 18 条 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。<u>ただし、当該投資勧誘が「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 20 号に規定する自社顧客型登録 PTS 運營業務に関するものである場合の第 7 条の規定については、この限りではない。</u></p> <p>2 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、<u>第 7 条</u>から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 11 月 21 日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(PTS 取引に係る適用除外等)</p> <p>第 18 条 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。</p> <p>2 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、<u>第 8 条</u>から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。</p>